

障がい者を虐待から守りましょう！



障害者虐待防止法ってどんな法律？

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるため、みんなで障がい者虐待の防止に取り組みましょう。

障がい者虐待は以下の3種類に分かれています

- ・養護者（家族）による障がい者虐待
- ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ・使用者（事業主や同僚）による障がい者虐待

どんなことが虐待なの？

- ・身体的虐待…障がい者の身体に暴行を加えたり、正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど身動きのとれない状態にすること。
- ・性的虐待…障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- ・心理的虐待…障がい者に対する暴言や拒絶するなどの対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。
- ・放棄・放任…障がい者を放置して、食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。
- ・経済的虐待…本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

虐待に気づいたらすみやかに通報してください

障がい者虐待に気づいた人は行政の担当窓口へ通報する義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、町職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。

■障がい者の虐待にかかわる届出や通報、支援の相談の受付先 健康福祉課福祉係 ☎86-0214

平成26年度の放課後児童クラブ（学童保育）利用児童を募集しています

◆利用対象児童：本町の小学校在学者で、放課後の家庭での保育が困難な概ね小学校3年生までの児童（4年生以上は希望による）

◆登録料：5,000円（初年度のみ徴収） ◆利用料：月額8,000円（おやつ代を含む）

| | 学童保育あらと保育園 | 鮎っ子クラブ | 東根児童クラブ |
|----------|-----------------------|--------------------------|----------------------------|
| 実施場所 | あらと保育園 | 白鷹町子育て支援センター内 | ふれあいの里敷地内 |
| 申し込み電話番号 | 85-3160 | 87-0084 | 85-2200 |
| 開所時間 | 月～金曜日 | 午前10時～午後7時 | 午前11時～午後7時 |
| | 土曜日 | 午前7時～午後7時 | 午前7時～午後7時 |
| | 学校代休 長期休暇 | 午前7時～午後7時 | 午前7時～午後7時 |
| 休所日 | 第2土曜日、日曜日、 祝日、年末年始 | 第2土曜日、日曜日、 祝日、お盆、年末年始 | 第1土曜日を除く土曜日、日曜日、お盆、祝日、年末年始 |

*利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。

*申込み方法等、詳しくは各児童クラブにお問い合わせください。

■問い合わせ 健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212